

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律について
(平成11年法律第110号、平成11年10月25日施行)

1 趣 旨

- ・ 農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりは年々減退している。
- ・ 一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者ニーズは、急速に高まっている。
- ・ こうした緊急の課題に応えるため、全国的に、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図る。

2 概 要

(1) 持続性の高い農業生産方式の導入指針

- ・ 都道府県が、持続性の高い農業生産方式の導入指針を策定
- ・ 導入すべき持続性の高い農業生産方式を地域の特性に即して明確化

(2) 持続性の高い農業生産方式の導入計画

- ・ 農業者が、都道府県の作成した導入指針に基づき、
 - ① 土づくり技術（たい肥等の有機質資材の施用）
 - ② 化学肥料の使用低減技術（局所施肥、有機質肥料の施用等）
 - ③ 化学合成農薬の使用低減技術（機械除草、生物農薬の利用、マルチ栽培等）の3技術すべてに取り組むことを内容とする持続性の高い農業生産方式の導入計画を作成
- ・ 都道府県知事が導入計画を認定（認定を受けた農業者：エコファーマー）

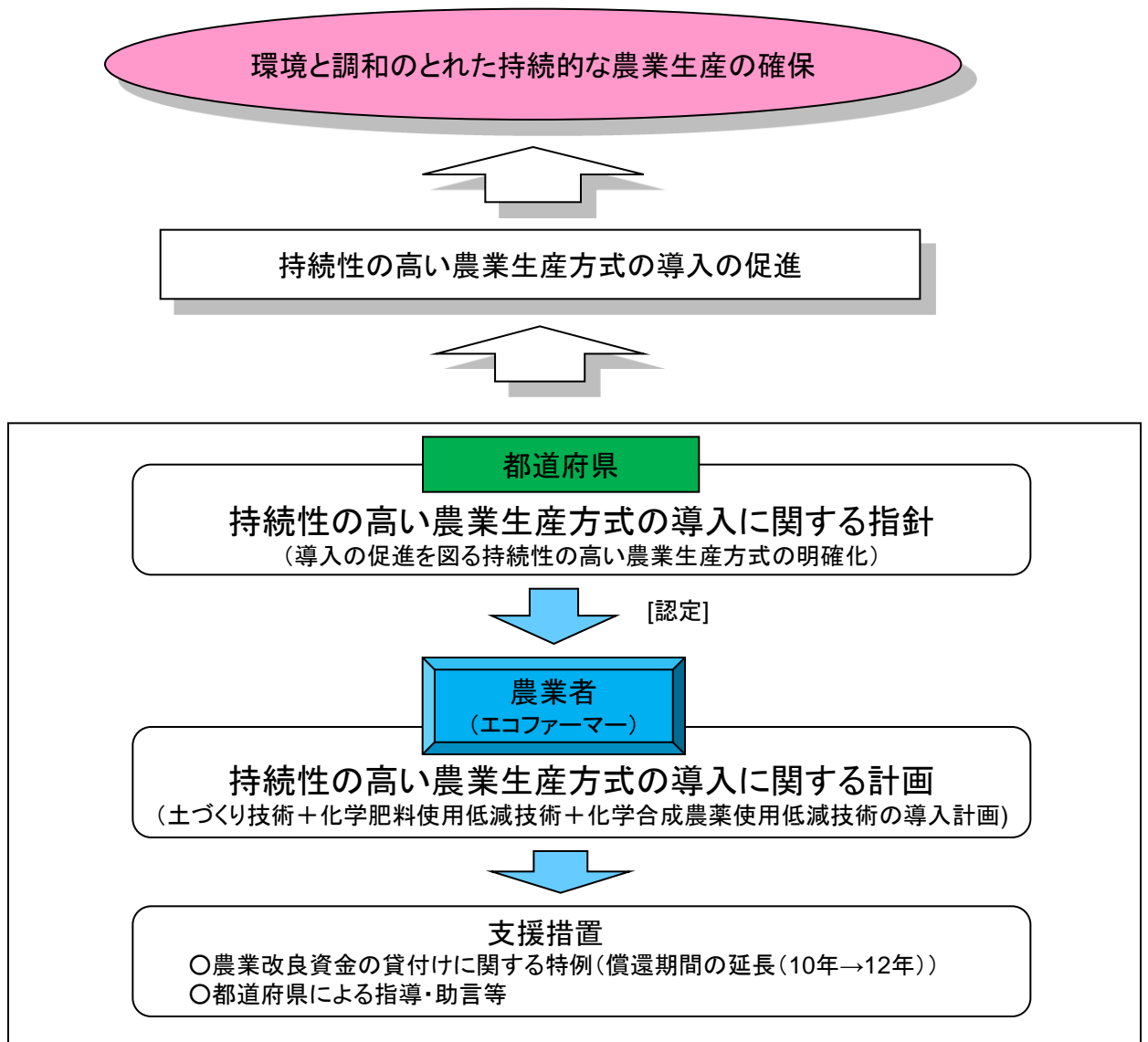
(3) 持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対する支援措置

- ・ 導入計画の認定を受けた農業者に対する農業改良資金（無利子資金）の貸付けに関する特例
(償還期間の延長（10年（うち据置期間3年）→ 12年（同3年））

3 認定状況

平成27年3月末現在のエコファーマー認定件数：166,373件

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律概念図



○持続性の高い農業生産方式のイメージ(水稲の例)

慣行的な生産方式	持続性の高い農業生産方式
○土づくり: 稲わらのすき込み	○土づくり: 土壌診断に基づくたい肥の適切な施用
○施肥: 化学肥料の施用 化学肥料施用量 7.5kgN/10a	○施肥: 基肥に肥効調節型肥料を施用 化学肥料施用量 3.6kgN/10a
○防除: 化学合成農薬による防除 化学合成農薬使用数 15回	○防除: 温湯種子消毒や除草用動物(アイガモ)等の活用による農薬散布回数の低減 化学合成農薬使用数 4回